平成３０年（フ）第２３号
群馬県桐生市西久方町２丁目１番10号
債務者　金子　哲夫
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第５号
千葉県習志野市袖ケ浦１丁目12番11―405号
債務者　安井　孝之
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６９号
千葉県船橋市二和東５丁目64番２号
債務者　井上しのぶ（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０４号
岐阜県羽島郡岐南町八剣２丁目109番地
債務者　林　　亜弥
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５５号
三重県津市藤方953番地１　クイーンズコートＣ棟101
債務者　波田野亜由子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１４号
三重県伊賀市大谷662番地の16
債務者　バズ　ペレイラ　ダ　シルバ　エリザンジェラ（ＶＡＺ　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＥＬＩＳＡＮＧＥＬＡ）
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第９号
鳥取県倉吉市余戸谷町3164番地６　市営余戸谷町住宅302号、旧住所鳥取県倉吉市谷495番地１
債務者　川原美世子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第４９号
徳島県徳島市国府町和田字五反田28番地の６
債務者　野々瀬裕子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
北海道小樽市望洋台２丁目５番25号
債務者　川瀬由美子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第３３号
北海道小樽市長橋２丁目17番10号、前住所北海道小樽市長橋３丁目６番15号　Ｓｈｉｎｅ　Ｓｅａ201号室
債務者　佐々木咲希
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１０号
長野県上伊那郡宮田村6677番地１　コーポチューリップ101号
債務者　加藤　　龍
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第１４号
長野県伊那市西箕輪2043番地
債務者　唐澤　浩二
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第２１４号
京都市東山区今熊野椥ノ森町45番地６　ランドスタイリングビル202、住民票上の住所京都市右京区太秦乾町２番地　５―206
債務者　多賀ともゑ
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
山口県岩国市麻里布町３丁目１番19号新正ビル１Ｆ
債務者　長谷川　潔
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第７３号
沖縄県浦添市勢理客１丁目７番13号　メゾンＭＡＲＵＷＡ201号
債務者　山本　峰華（旧姓川井田）
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３９号
青森市大字新城字平岡109番地449
債務者　蝦名　香理
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係